

## 規則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第四十八号）

の一部を次のように改正する。

「届出者 氏名又は名称及び住所

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、並びに法人にあつては

その代表者の氏名

「届出者 主たる事務所の所在地

」 名称

」 を 代表者の氏名

」 に改

「個人にあつては、住所及び  
氏名（白署又は記名押印）」

める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。